

基本方針

日中サービス支援型指定共同生活援助の事業は、常時の支援体制を確保することにより、利用者が地域において、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

サービスの概要

常時の支援体制を確保することにより、利用者が地域において、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の必要な日常生活上の支援。

人員・設備・運営の概要

人員基準	従業者	世話人	<input type="checkbox"/> 常勤換算で、利用者数を5で除した数以上。 ※利用者の数は前年度の平均値。新規指定の場合は推定数（定員の90%）とする。
		生活支援員	<input type="checkbox"/> 常勤換算で、以下に掲げる数の合計数以上。 障害支援区分3に該当する利用者の数を9で除した数 障害支援区分4に該当する利用者の数を6で除した数 障害支援区分5に該当する利用者の数を4で除した数 障害支援区分6に該当する利用者の数を2.5で除した数 ※利用者の数は前年度の平均値。新規指定の場合は推定数（定員の90%）とする。
		サービス管理責任者	<input type="checkbox"/> 事業所ごとに配置すること。 <input type="checkbox"/> 利用者の数が30人以下 1人以上。 <input type="checkbox"/> 利用者の数が31人以上 1人に、利用者数が30人を超えて30又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上。 ※利用者の数は前年度の平均値。新規指定の場合は推定数（定員の90%）とする。 <input type="checkbox"/> 常勤換算方法により、必要な員数の配置を求められるものではないが、必要な勤務時間が確保されていること。
		夜間支援従事者	<input type="checkbox"/> 共同生活住居ごとに夜間及び深夜の時間帯を通じて勤務（宿直を除く）を行う世話人又は生活支援員 1人以上
		<input type="checkbox"/> 上記の従業者は、専ら当該事業所の職務に従事する者であること。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。 <input type="checkbox"/> 世話人、生活支援員、サービス管理責任者のうち、1人以上は常勤でなければならないが、1日を通じて1人以上の世話人又は生活支援員を配置すること。	

人員基準	管理者	<input type="checkbox"/> 事業所ごとに配置すること。 <input type="checkbox"/> 常勤で、かつ、専ら当該事業所の管理業務に従事する者であること。 <input type="checkbox"/> ただし、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の管理上支障がない場合は、当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の他の職務に従事し、又は当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができる。
設備基準	利用定員	<input type="checkbox"/> 事業所の定員 4人以上。
	共同生活住居	<input type="checkbox"/> 1以上。 <input type="checkbox"/> 入居定員 2人以上10人以下。 <input type="checkbox"/> 既存の建物を活用する場合 2人以上20人以下。 （入居定員21人以上で減算の規定あり。） <input type="checkbox"/> 1以上のユニットを有すること。 <input type="checkbox"/> その他日常生活を営む上で必要な設備。 <input type="checkbox"/> 立地は次のとおりであること。 <input type="checkbox"/> ①住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族及び地域住民との交流の機会が確保される地域にあること。 <input type="checkbox"/> ②入所により日中及び夜間を通してサービスを提供する施設（入所施設）又は病院の敷地外にあること。 <input type="checkbox"/> ただし、入所施設又は病院とは独立した建物であり、かつ、次のような場合にはこの限りではない。（別途事前申請が必要。） <input type="checkbox"/> ①利用者の家族及び地域住民との交流の機会が確保される場合。 <input type="checkbox"/> ②地域生活を希望する重度障害者の共同生活住居への入居を優先する場合。 <input type="checkbox"/> ③その他の入所施設又は病院の敷地内にあることが適当と知事が認める場合。
	ユニット	<input type="checkbox"/> 入居定員 2人以上10人以下。 <input type="checkbox"/> 居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備（下記参照）を設けること。
	居室	<input type="checkbox"/> 定員 1人。（利用者のサービス提供上必要と認められる場合は2人。） <input type="checkbox"/> 面積 収納設備等を除き、7.43㎡以上。 <input type="checkbox"/> 廊下、居間等につながる出入口があり、他の居室とは明確に区分されていること。
	風呂	<input type="checkbox"/> 利用者の特性に応じたものであること。
	洗面所	<input type="checkbox"/> 利用者の特性に応じたものであること。
	便所	<input type="checkbox"/> 利用者の特性に応じたものであること。
	台所	<input type="checkbox"/> 利用者の特性に応じたものであること。
居間、食堂	<input type="checkbox"/> 利用者が相互交流を図ることができるのものであること。 <input type="checkbox"/> 利用者及び従業員が一堂に会するのに十分な広さを確保すること。	
運営	実施主体	<input type="checkbox"/> 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、同時に指定短期入所（併設事業所又は単独事業所に限り、共同生活援助事業所の入居定員が20人又はその端数を増すごとに1人以上5人以下）を行うものとする。

